

都道府県・政令市に周知促す

排出者責任の徹底へ

環境省

チェックリストを作成

環境省は、昨年1月に発覚した食品廃棄物不正転売事案を受けて、適正な処理料金による委託や処理場の現地確認などを盛り込んだ「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」をまとめ、6月20日付で廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市に、排出事業者への周知徹底を促す通知を行った。チェックリストは、食品関連だけでなく、すべての業種の排出事業者を対象としている。

チェックリストは、排出事業者責任に基づき、産廃の排出事業者は、
排出事業者責任に基づき、
必要な措置を適正に

実施してもらおうために、廃棄物処理法の下で構すべき措置を整理したもの。排出事業者責任に係る具体的な規定と留意事項を解説した上で、▽排出時▽保管▽委託処理▽委託処理▽その他――の各段階別にチェックリストを提示している。

委託処理を例に取る
と、廃棄物引き渡し前に「委託先の要件」と「委託基準」、引き渡し時に「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」を引き渡し後に「処理状況の確認」、処理終了時に「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」の内容を明記した。

排出事業者がチェックする内容を明記した。法定事項にとどまらず、優良産廃処理業者

かどうかの考慮や処理施設の実地確認も、適正処理を確保するうえで重要な項目として盛り込んだ。委託契約の確認では、支払う料金について「適正な対価の負担」をチェック内容に加えた。

留意事項では、適正処理を確保するため、排出事業者は産廃処理業者を処理料金だけで安易に決定せず、信頼に値するかどうかを、自らの責任で見極める必要がある旨を指摘。都道府県の規制権限が及ばない第三者が介在し、あっせん、仲介、代理などを行う事例がある点にも触れ、排出事業者の責任を自ら果たす観点から「処理委託の根幹的内容についての決定を第三者

に委ねるべきではない」と強調している。